

参考（改正後の通知全文）
厚生労働省発社援 0315 第 9 号
平成 22 年 3 月 15 日
第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一改正、第十二次改正
第十三次改正、第十四次改正
厚生労働省発社援 0515 第 8 号
令和 6 年 5 月 15 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれでは、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。